

- 令和2年8月11日付け医政第435号健康福祉部長通知「地域密着型臨床研修病院について」において、医師のキャリア形成の観点から、専門研修プログラムを有すること、かつ、県修学資金貸与医師が県内での従事義務が課されている観点から医師少数区域等での勤務を支援可能であることなどを要件に、県内の基幹型臨床研修病院を対象に地域密着型臨床研修病院の認定に係る意向調査を実施した結果、**下表の6病院から地域密着型臨床研修病院の認定を希望する意向が示され、地域密着型臨床研修病院認定申請書及び地域医療重点プログラム案が提出された。**（詳細は添付資料参照）
- 「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（医政発0612004号）」（令和2年3月30日一部改正）における地域医療重点プログラム設置基準に則り、次の観点から審査を実施
 - ① 研修体制が充実していると認められること（十分な指導体制を有す基幹型臨床研修病院である）
 - ② 医師少数区域（医師少数スポットを含む）における地域医療の研修が12週以上であり、臨床研修修了後も総合的な診療の研修が受けられる体制であること
 - ③ 地域医療の実践について指導できる指導医が配置され、勤務体制上指導時間を十分に確保できること

病院名	二次医療圏	①充実した研修体制	②医師少数区域における地域医療研修及び臨研後の研修体制	③指導医の配置状況
山形県立中央病院	村山地域	○	○	○
山形大学医学部附属病院	村山地域	○	○	○
山形済生病院	村山地域	○	○	○
公立置賜総合病院	置賜地域	○	○	○
山形県立新庄病院	最上地域	○	○	○
日本海総合病院	庄内地域	○	○	○

連携施設において指導医がいない医療施設については、令和4年度までに講習会を受講するよう要請

対応（案）

- 審査の結果、認定申請があった6病院ともに地域医療重点プログラムの設置基準を満たしていることから、全6病院を「**地域密着型臨床研修病院**」に認定
- 各病院の地域枠等限定選考の募集定員については、**県全体での地域枠等限定選考の上限が4名※であることを踏まえ、「1名」に設定**

※県全体の地域枠等限定選考枠の上限は、県修学資金貸与者の2割以内（令和4年度採用予定の現医学部5年生への修学資金貸与状況：20名×0.2=4名）
 ※なお、地域医療重点プログラムの対象者は地域医療研修が12週となることから、自治医科大学卒医師についても、一般プログラムの中で地域医療研修が12週となるよう要請

STEP 1

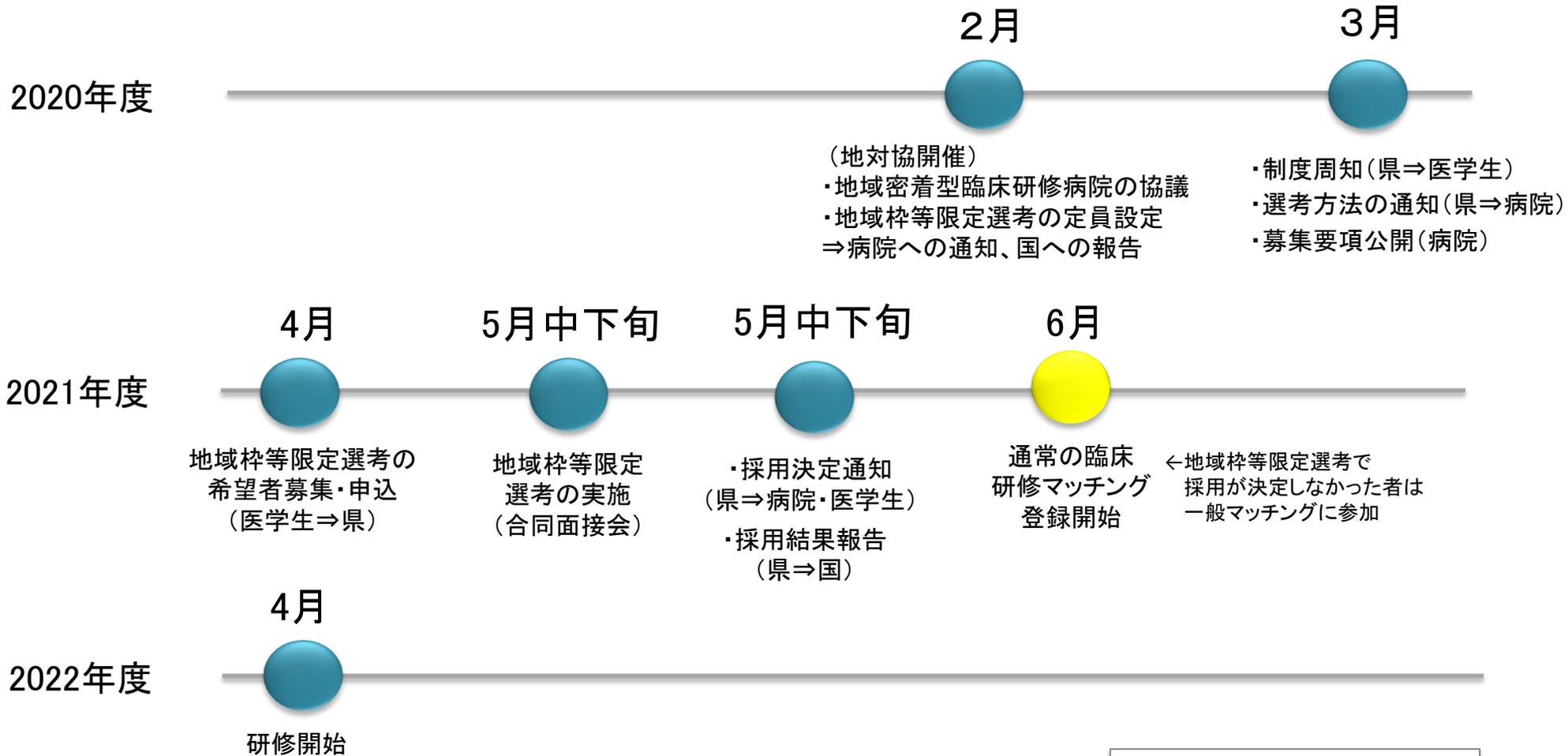
- ・ 県医師修学資金の貸与を受け、地域密着型臨床研修病院の地域医療重点プログラムで採用を希望する医学生の公募

山形県全体の地域枠等限定選考の募集定員上限が4名のため、4名を超える応募があった場合は、面接等を行い、県において対象者を4名に絞り込み

STEP 2

- ・ 4名を対象に、6病院とのマッチングを実施

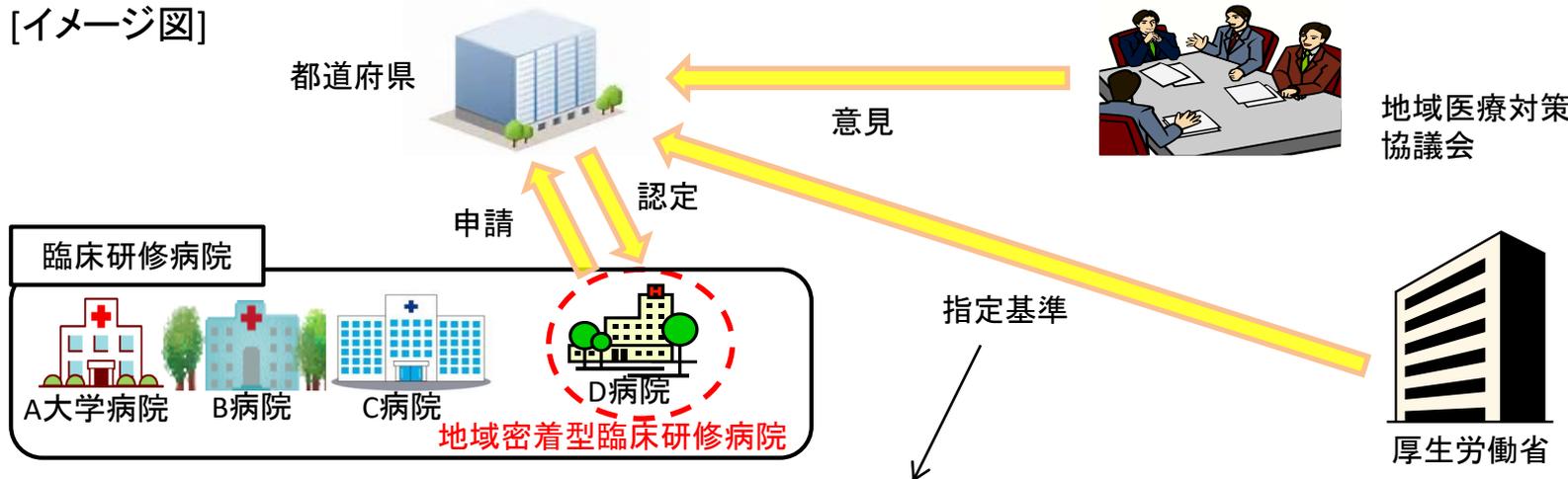
- ・ 医学生は第1希望～第4希望の病院を選択
- ・ 県全体への配置を進める観点から村山地域の病院から選択できるのは1病院とする。
- ・ 各病院は面接等により、医学生の採用希望順位を付番
- ・ 医学生と各病院の希望が高いところでマッチング



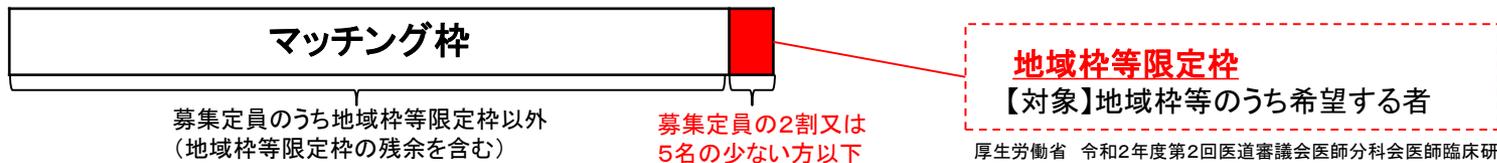
 地域枠等限定選考に関するスケジュール

- 都市部と地域間の医師の偏在を解消し、地域の医療提供体制を確保するため、政府は平成30年7月に医療法等を改正し、都道府県が具体的な医師確保対策を協議する「地域医療対策協議会」を設置することや、これまで国が担っていた臨床研修病院の指定及び定員設定を行うなどの制度改正を実施。
- そういった中、地域枠等の学生とそれ以外の者が同時にマッチングを実施するため、**地域枠等の学生が従事要件が課せられた地域の希望病院にマッチできない可能性を解消するため、医師の臨床研修制度において、新たに「地域密着型臨床研修病院」制度が創設されたところであり、当該病院に認定された場合(認定:県)、医学生一般マッチング前に、地域枠等の限定選考※が可能となる。**
 ※「地域枠等の限定選考」: 当該都道府県に臨床研修期間中に従事要件等が課されている者をマッチング協議会が実施する医師臨床研修マッチング前に採用の決定を行うことができる制度。

[イメージ図]



- ・ 地域医療に従事することを重視する研修医を対象とした研修プログラム(以下「**地域医療重点プログラム**」という。)を設けることができること。
- ・ **医師少数区域における地域医療の研修期間が12週以上であり、臨床研修修了後も総合的な診療の研修が受けられる体制であること、地域医療の実践について指導できる指導医が配置されること。**
- ・ 地域医療重点プログラムの研修医の募集及び採用の決定は、**当該病院の募集定員の2割又は5名の少ない方の定員分は、当該都道府県において臨床研修期間中に従事要件等が課されている者を対象として、医師臨床研修マッチング協議会が実施する医師臨床研修マッチング前に行うことができること。(=地域枠等限定選考という。)**
- ・ 当該都道府県内の地域枠等限定選考できる募集定員の合計は、**当該都道府県において臨床研修期間中に従事要件が課されている者の2割以内**とすること。
 (医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平成31年3月29日医政発0329第23号)関係部分より)



医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について※地域密着型臨床研修病院の関係部分

5 臨床研修病院の指定の基準

都道府県知事は、基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、基幹型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。

ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。

(キ) 都道府県知事が次の手続きを行うことを条件に認定した基幹型臨床研修病院(以下「地域密着型臨床研修病院」という。)は、地域医療に従事することを重視する研修医を対象とした研修プログラム(以下「地域医療重点プログラム」という。)を設けることができること。

- ① 地域密着型臨床研修病院の認定を希望する基幹型臨床研修病院の開設者は、地域医療重点プログラムの研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに、申請書を当該病院の所在地を管轄する都道府県知事に提出すること。
- ② 申請書には、当該病院の地域医療重点プログラムを添付すること。
- ③ **都道府県知事は、①(「地域医療重点プログラム」)の申請が適当であると認める場合、当該プログラムの研修を開始しようとする年度の前々年度末までに地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、当該病院を地域密着型臨床研修病院として認定すること。** **⇒令和4年度からの適用に向け、今年度末までに認定する必要**
- ④ ③の認定に当たっては、当該病院の研修体制が充実していると認められること、医師少数区域における地域医療の研修期間が12週以上であり、臨床研修修了後も総合的な診療の研修が受けられる体制であること、地域医療の実践について指導できる指導医が配置され、勤務体制上指導時間を十分に確保できること等が満たされていることを確認すること。
- ⑤ 地域医療重点プログラムの研修医の募集及び採用の決定は、後述するスに関わらず、当該病院の募集定員の2割又は5名の少ない方の定員分は、当該都道府県において臨床研修期間中に従事要件等が課されている者を対象として、医師臨床研修マッチング協議会が実施する医師臨床研修マッチング(以下「医師臨床研修マッチング」という。)前に行うこと(以下「地域枠等限定選考」という。)ができること。
- ⑥ ⑤の当該都道府県内の地域枠等限定選考できる募集定員の合計は、当該都道府県において臨床研修中に従事要件等が課されている者の2割以内とすること。
- ⑦ 都道府県知事は、認定した地域密着型臨床研修病院が、前述④の基準に適合しなくなったときは、当該認定を取り消すことができること。
- ⑧ 都道府県知事は、地域密着型臨床研修病院を認定したとき又は当該認定を取り消したときは、その旨を厚生労働大臣に情報提供すること。